

極秘

第15条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈等について疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上、信義に則して解決するものとする。

本契約書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上両者それぞれ1通を保有するものとします。

2006年 月 日



甲：

大阪府豊中市庄内西町5丁目5-15
乙： サンセール株式会社
My電子スタンプ事業部

佐々木 正和